

永平寺町空き家等情報バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、永平寺町空き家等情報バンク（以下「空き家バンク」という。）への空き家登録を促し、利活用を促進することを目的として、空き家バンクに登録しようとする空き家の所有者等が家財道具等を処分する経費に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助するものとし、永平寺町補助金等交付規則（平成18年永平寺町規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 永平寺町空き家等情報バンク制度要綱による空き家情報を紹介する制度をいう。
- (2) 空き家 町内に所在する概ね年間を通して建築物等の使用実績がなく、建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (3) 補助対象空き家 現に住居の用に供されていない個人住宅で、空き家バンクに登録されている又は登録されることが確実な物件をいう。
- (4) 所有者等 補助対象空き家について所有権等を有する者をいう。
- (5) 家財 空き家内に使用されず放置された状態の家具、寝具等をいう。
- (6) 一般廃棄物処理業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 空き家バンクに現に登録されている空き家又は第4条に規定する補助事業の完了後速やかに登録する空き家の所有者等であること。
- (2) 継続して2年以上空き家バンクに登録する旨の誓約をした者であること。
- (3) 空き家の所有者等が個人又は非営利組織等であること。
- (4) 町税の滞納がないこと。
- (5) その他町長が特に不相当と認めた者でないこと。

(補助事業及び経費)

第4条 補助の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 家財の処分
- (2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処分
- (3) 空き家内外の清掃
- (4) その他町長が認めたもの

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費とする。

3 所有者等は、第1項第1号及び第2号に掲げる事業を業者委託する場合は、一般廃

棄物処理業者において行うものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金は、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、永平寺町空き家財処分支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の見積額及びその内訳が確認できる書類(業者委託する場合は、業者が作成した見積書の写し)

(2) 補助事業着手前の写真

(3) 誓約書兼同意書(様式第2号)

(4) 町税の納税証明書

(5) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、補助金の対象となった空き家1件につき1回までとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、永平寺町空き家財処分支援補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 補助対象者は、前項の通知がある前に事業に着手してはならない。

(補助事業の変更又は中止)

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに永平寺町空き家財処分支援補助金変更交付(中止承認)申請書(様式第4号)に、町長が指示する書類を添えて町長に提出しなければならない。

(変更交付決定又は中止承認)

第9条 町長は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の変更交付を決定し、又は中止を承認し、永平寺町空き家財処分支援補助金変更交付決定(中止承認)通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに永平寺町空き家財処分支援補助金完了実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し

(2) 補助事業完了後の写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その内容を審査し、

適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、永平寺町空き家家財処分支援補助金額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付額の確定を受けたときは、永平寺町空き家家財処分支援補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が次に掲げる要件に該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、永平寺町空き家家財処分支援補助金返還請求書（様式9号）により、期間を定めて補助金の返還を請求できる。

- (1) 自己の都合で空き家バンクに登録を完了した日から2年を経過するまでの間に登録を取り消したとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (3) その他町長が交付決定を取消すことが適当と認めるとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。